

大田区手数料条例の一部改正について

(1号買換え特例税制の改正に伴う改正)

1 改正理由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による第1号買換え特例措置の適用区域であることについての証明申請手数料を定めるため。

2 改正概要

- (1) 租税特別措置法第37条及び第65条の7の規定により、個人及び法人の所有する資産（土地、建物等）の買換え等を行った場合に、課税の特例措置が適用される場所、当該特例措置が適用される区域に、大田区全域が指定されていた。
- (2) しかし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条第7項及び第39条の7第2項の規定により工場等が相当程度集積している区域として、大田区城南島一丁目から四丁目まで及び五丁目のうち一番地から三番地までを除く区域、京浜島一丁目から三丁目まで並びに昭和島一丁目及び二丁目指定された（国土交通省告示第491号）ことから、当該区域については、上記(1)に記載する特例措置が適用されなくなった。
- (3) そのため、上記(2)以外の区域について、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の5第4項及び第22条の7第3項の規定に基づき、区長が証明する手続が必要になったため。

3 施行予定日

公布の日

大田区手数料条例の一部改正について ～1号買換え特例税制の一部改正による改正～

別紙

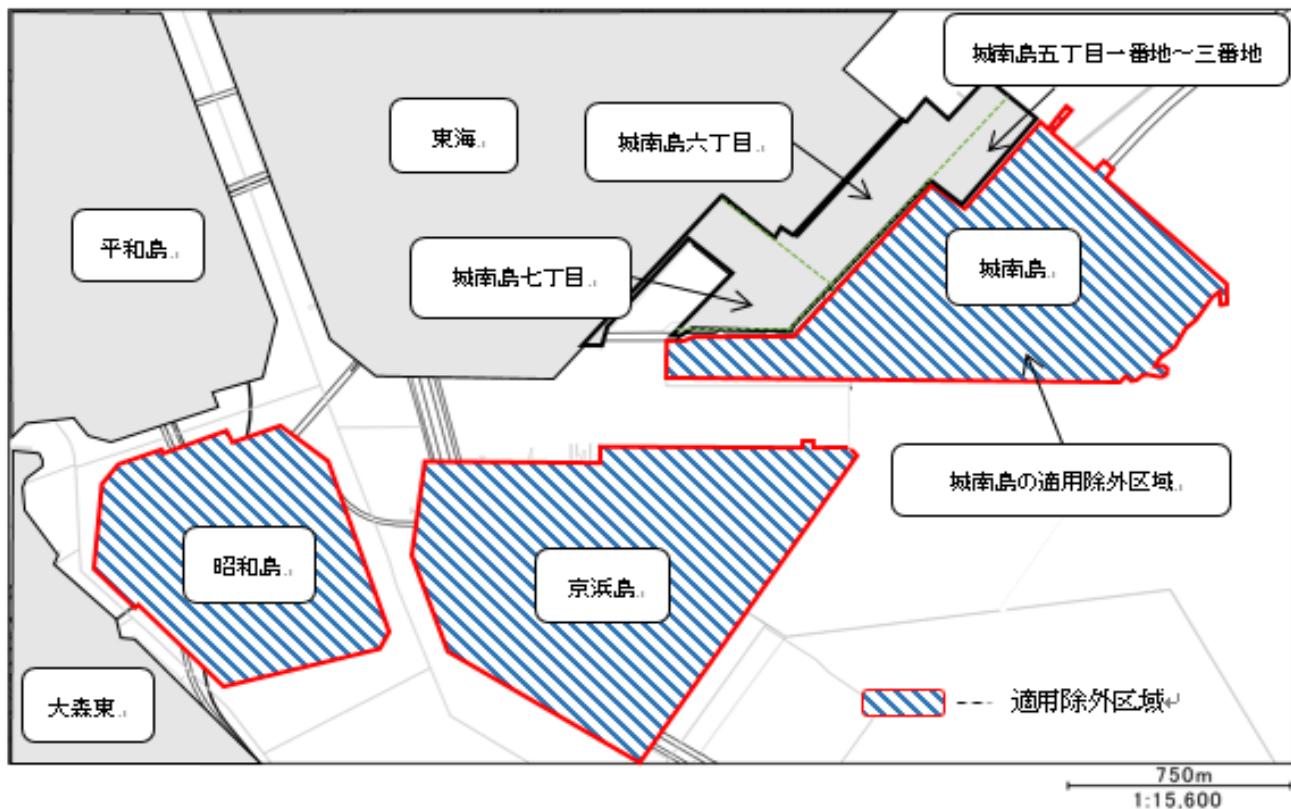
制度の目的

既成市街地への産業及び人口の過度な集中を抑制し、環境の悪化・交通混雑等の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、大都市圏の秩序ある発展を目指すため、既成市街地内の土地、建物等の資産を譲渡し既成市街地外に資産の買換えをすることで売買差益が生じた場合、売買差益の80%にかかる課税について課税繰延の措置を適用し、既成市街地外に移転することを容易にする制度である。

大田区での経過

大田区ではこれまで制度の目的を推進するため、区内全域が特例税制の対象区域であった。しかし、本来工業の利便を増進すべきエリアである京浜島、昭和島、城南島では、工場等が相当程度集積しており、特例税制により既成市街地外への移転を推進すべきではないため、この区域は特例税制の適用区域から外れた。

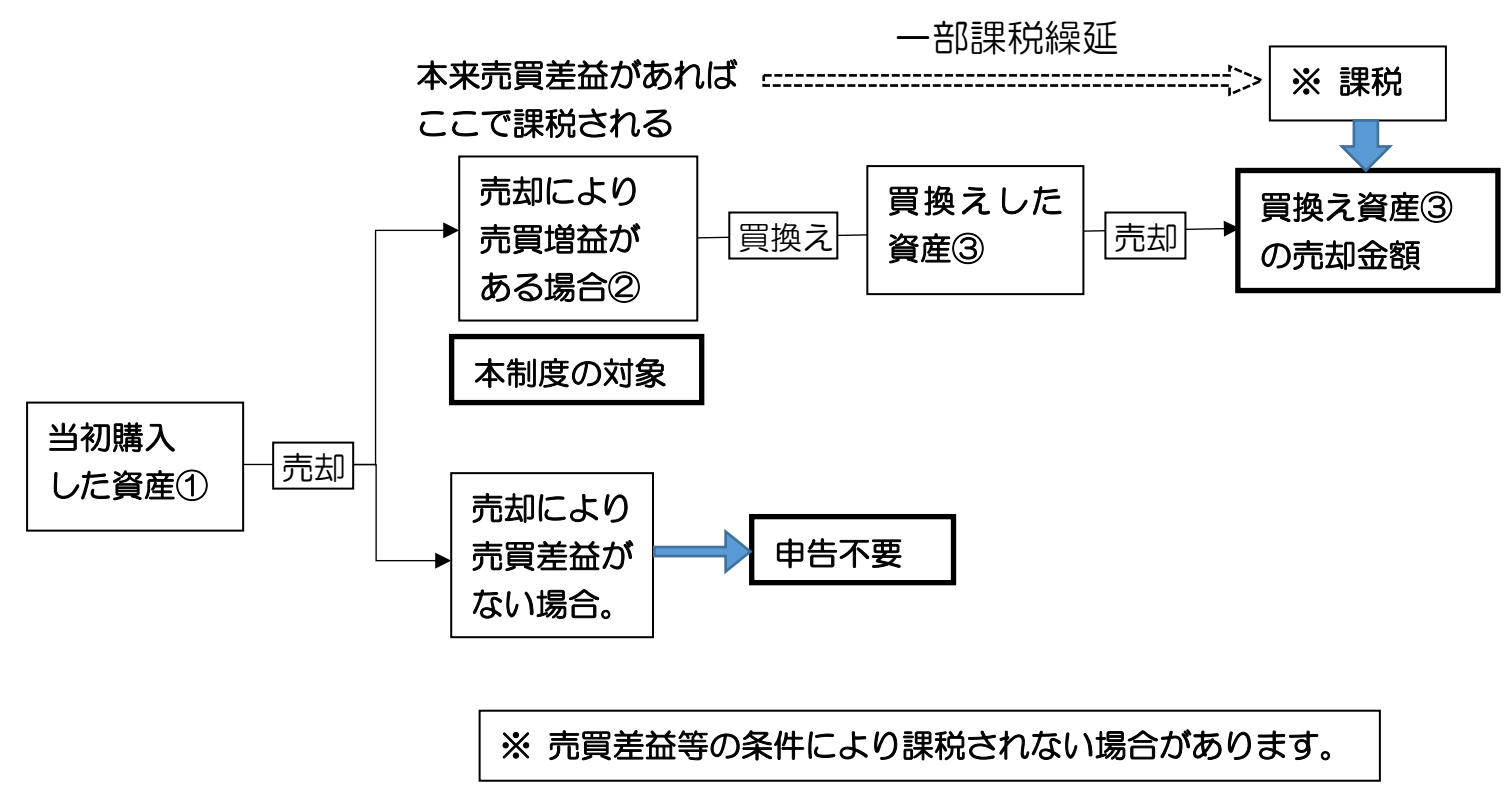
位置図



大田区手数料条例改正の必要性

大田区では前述のとおり、区内全域が特例税制の対象区域であったが、京浜島、昭和島、城南島の一部が特例税制の適用区域から外れた。このことにより、大田区内に特例措置適用の有無が生じたため、本件特例税制の適用を受ける場合、税務署に適用区域であることの証明書を提出する必要があることから、この証明書の発行手数料を新たに制定する。

買換え特例税制の概要



大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

| 新 | | | | 旧 | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|-----------------------------------|------|--------------|------|
| ○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 | | | | ○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 | | | |
| 別表第1（第2条関係） | | | | 別表第1（第2条関係） | | | |
| 項 | 事務 | 名称及び額（1件につき） | 徴収時期 | 項 | 事務 | 名称及び額（1件につき） | 徴収時期 |
| 1～133（略） | | | | 1～133（略） | | | |
| 134 | 租税特別措置法第37条第1項の表の第1号及び第65条の7第1項の表の第1号に規定する特定の資産の買換えの場合における課税の特例措置の適用区域であることについての証明の申請に対する審査 | 第1号買換え300円 | 証明申請のとき | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| 備考 規格は、日本産業規格とする。 | | | | 備考 規格は、日本産業規格とする。 | | | |
| 別表第2（略） | | | | 別表第2（略） | | | |
| 別表第3（略） | | | | 別表第3（略） | | | |
| <u>付 則</u> | | | | | | | |
| <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> | | | | | | | |